

5) 仔分（仔分け型）預託契約書

仔分（仔分け型）預託契約書

繁殖牝馬所有者_____（以下甲という）と受託者_____（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の仔分預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

繁殖牝馬の表示

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ			父	
				母	

※本件繁殖牝馬の繁殖登録証明書は（甲、乙）が保管するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、本件繁殖牝馬を仔分けによる産駒生産目的のためその飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（預託期間）

第2条 預託期間は平成____年____月____日から、平成____年____月____日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら申出なきときは、本契約は従前と同一の条件で更新されたものとする。

3 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

4 やむを得ない事由があるときは、1ヶ月の猶予期間をもって解約することができる。

5 甲がやむをえない事由に基づき本契約を解約するときは、下記の金員の合計額を支払わなければならない。

記

(1) 本件繁殖牝馬が乙取得予定の産駒を受胎しているときは

金_____円

(2) その他の場合

金_____円

(乙の注意義務)

第 3 条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒について善良なる管理者の注意をもって飼養管理をする。

- 2 乙は、第 6 条 1 項記載の引渡期日経過後は、産駒に疾病または事故等(悪癖を含む)が生じた場合、乙に故意または重大な過失があったときに限りその責任を負う。

(配合の決定)

第 4 条 本件繁殖牝馬に対する種牡馬の選定は、甲、乙協議のうえ行うものとする。

- 2 種付料は甲の負担とする。(これと異なる合意ある場合_____)

(産駒の帰属)

第 5 条 本契約締結後、本件繁殖牝馬に最初に種付けして生産した 1 年目の産駒は甲が取得する。

- 2 甲が本件繁殖牝馬不受胎等で産駒を取得できなかった場合であっても、2 年目産駒は乙が取得する。
- 3 3 年目以降の産駒は、第 1、第 2 項の規定に従って甲または乙に帰属する。
- 4 (以上と異なる合意をしたときは記載すること_____)

(産駒の引取期日)

第 6 条 甲は、甲に帰属する産駒を____歳の____月____日までに引取らなければならない。

- 2 甲が前項の引取期日後も引き続き当該産駒の飼養を希望する場合には、甲と乙は飼養費(基本預託料)を下記の金額とすること、および削蹄費、駆虫費、特別飼養費、予防接種料、治療費等の特別料金については甲が負担することに予め合意する。

記

- (1) 飼養期間 自 平成____年____月____日～至 平成____年____月____日
- (2) 飼養費 当歳時 1 ヶ月_____円 飼養費_____円
消費税額_____円

1歳時1ヶ月 _____円 飼養費 _____円
消費税額 _____円

2歳時1ヶ月 _____円 飼養費 _____円
消費税額 _____円

- 3 甲が前項の合意することなく第1項記載の引取時期期日を徒過したときは、甲は乙に対し、引取期日の翌日から引取り済みに至るまで1ヶ月金 _____円の飼養費を支払わなければならない。

(届出の義務)

第7条 生産された産駒の届出、血統登録、市場申込等の届出については、甲に連絡を取り乙が行うものとする。

- 2 産駒の血統登録証は乙が保管するものとする。

(報告義務)

第8条 乙は、本件繁殖牝馬または産駒に疾病または事故による傷害が発生した場合、速やかに甲に報告し、獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。

ただし、乙において軽微な疾病、傷害と判断した場合には報告するに及ばない。

(生産者賞の取扱)

第9条 生産された産駒によって中央競馬あるいは公営競馬において生じる生産牧場賞は乙が取得し、日本中央競馬会の定める繁殖牝馬所有者賞は甲が取得する。

ただし、第13条の特約により乙が本件繁殖牝馬の所有権を取得したときは、その旨の届出をおこなったうえで、繁殖牝馬所有者賞を乙が取得する。

(保険加入)

第10条 本件繁殖牝馬および産駒の事故による損害を補填するため、甲、乙協議のうえ保険に加入するものとする。

(管轄裁判所)

第 11 条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

(契約事項以外の協議)

第 12 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ円満に処理するものとする。

(特約条項) (本条の特約がある場合には特約の定め有に○印をつけること。特約の定め有)

第 13 条 甲は乙に対し、本件繁殖牝馬の所有権を（譲渡の時期を記載すること_____）無償で譲渡する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
TEL _____

乙 受託者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
TEL _____

立会人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
TEL _____